

9月10日は「下水道の日」

下水道使用料金(1か月あたり・消費税別)

基本使用料	450円	
従量使用料 (1㎡につき)	10㎡以下	30円
	10㎡を超え20㎡以下	85円
	20㎡を超え30㎡以下	130円
	30㎡を超え50㎡以下	150円
	50㎡を超え100㎡以下	170円
	100㎡を超え500㎡以下	190円
	500㎡を超えるもの	235円

下水道使用料
 下水道の使用が始まると、下水道へ流した汚水の量(使用水量)に応じて下水道使用料を納めることとなります。
 例えば、水道水だけを使用している家庭などでは、水道水の使用量が汚水の排出量になり、井戸水など水道水以外を使用している場合の使用料は、使用人数や使用状況により排出量を決定し、計算します。

**雨水貯留・浸透施設
設置奨励補助金制度**
 近年、市内でも都市化が進み、特に市街地では、雨水が地中にしみこむ場所の減少により、地表に流れ出す量が増加しています。
 雨水の流出を抑制することができ、「雨水貯留・浸透施設」を設

下水道使用料早見表 (2か月あたり・消費税込)

汚水量	下水道使用料
20㎡	1,575円
30㎡	2,467円
40㎡	3,360円
50㎡	4,725円
60㎡	6,090円
70㎡	7,665円
80㎡	9,240円

計算例(2か月で40㎡使用した場合)

■基本使用料	450円 × 2(月)	=	900円
■従量使用料	30円 × 20(㎡)	=	600円
	85円 × 20(㎡)	=	1,700円
■消費税			160円
■下水道使用料		計	3,360円 (消費税込)

*水道水を2か月で40㎡使用した場合、納める水道料金・下水道使用料は次のようになります。

■水道料金	4,506円(口径13mm)
■下水道使用料	3,360円
■合 計	7,866円(消費税込)

排出汚水量の算出方法

区分	算定水量
水道水のみ使用	水道の使用水量
井戸水のみ使用 (家事用に限る。)	動力式ポンプ使用の井戸の場合 1世帯1人目は……………1か月10㎡ 1人増すごとに……………1か月4㎡を加算 (手動式ポンプ使用の場合は上記の2分の1)
水道水と井戸水を併用 (家事用に限る。)	水道の使用水量に、上記の井戸の算定水量の2分の1を加算した水量

置することにより、さまざまな効果をもたらすことができますので、利用してください。
対象 市内の宅地などに雨水貯留施設または雨水浸透施設を設置する方
期待される効果
 ・雨水を一時的に貯留することにより、河川の急な増水を軽減し

補助対象施設		補助金額
区分	規格	
貯留槽(雨水タンク)	容量200リットル以上	1基あたり22,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浸透ます	内幅20cm以上	1基あたり6,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浸透管	内径5cm以上	1mあたり1,300円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
透水性舗装	路盤材厚10cm以上	1㎡あたり1,100円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浄化槽転用貯留槽	浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合	転用費用の2/3の金額で、10万円を上限とした金額

補助対象施設と補助金額

ます。
 ・雨水を浸透させることにより地下水の増加と河川の負担の軽減が期待できます。
 ・貯留した雨水を散水・洗車などに利用することができ、水資源の節約になります。

※貯留槽(雨水タンク)、浸透ます、浸透管および透水性舗装の補助金の合計額は、10万円を上限とします。